

令和 8 年 1 月 28 日
文 部 科 学 省
高等教育局大学振興課

学校教育法施行令の一部を改正する政令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校教育法施行令の一部を改正する政令案」について、令和 7 年 11 月 14 日から令和 7 年 12 月 14 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 8 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 制度改正の趣旨について	高等教育機関の規模の肥大化は、教育の質の低下を招くとともに、若者の将来の選択の幅を狭めるものである。今回の改正により容易に定員の増加が可能であれば、中央教育審議会答申に基づく「高等教育機関全体の規模の適正化の推進」の実施が困難になるのではないかと懸念されている。	今般の制度改正により、将来的な組織再編の自律性を高めることは、現下の定員未充足の状態を踏まえた規模適正化の推進につながると考えております。 また、今回の改正後においても、引き続き、定員未充足による私学助成の減額措置を講ずることに加え、現在、既設の組織に定員割れをしている学部等がある場合における組織再編に必要な認可を「不可」とする定員充足率の基準については、0.5倍から0.7倍に引き上げる等の見直しを行うことを検討しております。
2. 届出事項とすることについて	一定の条件を満たす収容定員の総数の増加を伴う学則の変更について、届出制に移行したとしても、法令に基づく教育環境の確保の確認や、虚偽の届出への対応など、適正に行われる仕組みにすべきである。	一定の条件を満たす収容定員の総数の増加を伴う学則の変更（以下「増加変更」という。）の届出においては、認可事項と同様の書類（基幹教員数等を記載した基本計画書や校地校舎等の図面等）を求める（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第7条第4項から第6項まで）とともに、当該届出に係る事項が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の法令の規定に適合しないと認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第4条第3項の

		<p>規定による措置命令の対象となります。</p> <p>また、当該届出において、偽りその他不正の行為があったものであって、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していないものについては、組織再編等に必要な認可を受けることができないこととしております（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号）。</p>
<p>3. 増加変更に関する計画を有する旨の届出について</p>	<p>増加の予定がないにもかかわらず、計画がある旨の届出がなされるおそれがあるのではないか。</p>	<p>増加変更に関する計画の具体性については、各大学の実情に応じてその程度は異なるものと考えておりますが、増加を予定するに当たっては、増加変更に対応する教育環境の計画的な確保を見通したものであることが期待されており、その旨、公布通知等において記載することとしております。</p>
	<p>減少変更に係る届出と同時に具体的で詳細な増加変更に係る計画を求めると、活用しにくいのではないか。</p>	<p>今回の制度改正においては、収容定員の総数の減少を伴う学則の変更（以下「減少変更」という。）に係る法第4条第2項の規定による届出と同時に増加変更に関する計画を有する旨を届け出ることができるとしているところ、これは、増加変更の予定があることの届出を意味しており、増加変更に係る具体的な計画の提出は減少変更の時点では不要としております。ただし、当該増加変更の予定に当たっては、増加変更に対応する教育環境の計画的な確保を見通したものであることが期待される</p>

		ため、その旨を公布通知等に記載することとしております。
4. 届出により増加変更ができる期間について	減少変更から増加変更までの期間を7年間と固定するのではなく、7年未満の増加変更や8年目以降の期間延長など柔軟な運用が可能な制度とするべきではないか。	今回の制度改正においては、増加変更を届出により実施するための要件として、減少変更後7年以内に行われる増加変更であることを求めています。この「7年以内」とは増加変更の期限であり、7年未満に増加変更を行うことは法令上許容することとしております。一方、8年目以降の延長については、見通しのない場当たりの増加となるリスクがあることに加え、減少変更の時点からあまりに長期間経過後に収容定員の総数の増加を行う場合には、減少変更前からの教育環境の活用可能性も低くなっており、必要な教育環境の計画的な確保が期待できないため、法令上認めないこととしており、こうした場合の増加は、認可手続による必要があると考えております。
5. 特定の養成分野について	文部科学大臣が定める分野（医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・船舶職員）の養成は、本制度の適用対象とならないとのことだが、これらの分野についても、一時的に収容定員を引き下げる場合には、弾力的な運用が認められてもよいのではないか。	ご指摘の分野については、将来の需要に応じて計画的な養成が必要な分野であるため、引き続き、その収容定員の変更には、一時的に引き下げる場合を含めて、認可を受ける必要があると考えております。
6. 地域における教育機会等への配慮について	定員変更は、地域への影響を考慮する必要がある、地域構想推進プラットフォームの推進など、自治体や地域関係機関と連携し、教育資源の再配置や共同利用などの支援も併せて実施するべきである。	各大学等が定員の見直しを行うに当たっては、地域の人材需要や産業ニーズを踏まえた検討が必要であり、そのためには、地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者による連携を強化し、地域に必要な人材の内容やボリューム、それに

		<p>対応するための大学間連携も含めた高等教育の在り方などを議論する場を構築することが重要であると考えております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、令和8年度予算案においては、地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）のモデル構築に対する支援に必要な経費を計上しています。</p> <p>また、地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合には、他の大学と連携して行うことなどについて、文部科学大臣の認定を受けた大学については、特例として、基幹教員数の基準や授業科目の自ら開設の原則の緩和を可能とする大学設置基準等の改正を行うとともに、大学等連携推進法人等の認定等に関する規程を改正し、大学等連携推進法人制度を活用した地域アクセス確保に資する取組を促進することとしています（令和8年1月1日施行）。こうした仕組みを活用して、教育資源の共同利用等を進めることが考えられます。</p> <p>文部科学省としては、引き続き、地域の高等教育機会の確保に向け、適切に取り組んでまいります。</p>
7. 国公立大学への対応について	一時的に減少させた定員を条件付きで回復しやすくする仕組みは、国公立大学にも適用すべきである。また、	私立大学の学部等の収容定員の変更に係る学則の変更については、法令上認可事項となっている（法第4

	<p>組織再編の円滑な実施に必要な国の財政支援や人的支援を国公立大学にも講じる必要がある。</p>	<p>条第2項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第23条第1項第12号及び第13号）ことから、今回、令の改正により、一定の条件を満たす場合に届出により増加変更を可能とする仕組みを創設することとしております。</p> <p>国公立大学の収容定員に係る学則の変更については、法第4条第2項に基づく認可事項となっております。国立大学については、収容定員を変更する場合、中期計画の変更認可の процедуруを行うこととなります。18歳人口の減少等を踏まえ、収容定員の総数の増加を伴う変更については、運用上、原則として認めないこととしておりますが、地方創生に資する取組等を行う場合には、特例的に収容定員の総数の増加を認める仕組みを設けています。また、国立大学の学部等の改組を含む意欲的な組織整備や体制強化を含め、運営全般について、国立大学法人運営費交付金において財政支援を行っています。</p> <p>公立大学の財政支援や人的支援については、ご指摘の趣旨も踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>8. 私立大学の再編等への支援について</p>	<p>大学の数や規模の適正化を図るには、統廃合や再編の支援制度の整備が不可欠である。</p>	<p>大学間の再編・統合が進むよう、法人合併又は大学の設置者変更等により、既設組織における収容定員充足率や財務状況に係る基準を満たせなくなる場合において、合併等の認可後から当該学校の修業年限に相当する期間は、認可前の既設組織及び学校法人のみ当該基準を適用するよ</p>

		<p>う、一定の例外措置を設けることを検討しております。</p> <p>なお、国立大学については、収容定員を変更する場合、中期計画の変更認可の手続を行うこととなります。18歳人口の減少等を踏まえ、収容定員の総数の増加を伴う変更については、運用上、原則として認めないこととしておりますが、地方創生に資する取組等を行う場合には、特例的に収容定員の総数の増加を認める仕組みを設けています。また、国立大学の学部等の改組を含む意欲的な組織整備や体制強化を含め、運営全般について、国立大学法人運営費交付金において財政支援を行っております。</p>
<p>9. 留学生の受け入れのあり方について</p>	<p>今回の改正による定員変更の柔軟化が、留学生受け入れの拡大を視野に入れている場合には、教育体制・言語支援・生活支援の整備状況を審査対象に含めるべきである。また、日本人学生への支援の充実と留学生支援の透明性・選抜基準の厳格化を図るべきである。</p>	<p>今回の改正は、急速な少子化の進行等を踏まえた収容定員の適正化を進めるとともに、社会の需要に応じた機動的・自律的な組織再編を可能とすることを目的とするものであり、留学生の受け入れ拡大を企図するものではありません。その上で、各大学における組織再編の検討において、留学生の受け入れについても視野に入れることは考えられますが、その場合においても、収容定員の増加に係る学則変更の届出の際には、大学設置基準等の法令上求められる教育環境の確保の状況について、確認を行い、当該届出に係る事項が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の法令の規定に適合しないと認めるときは、法第4条第3項の規定による措置命令の対象となり</p>

		<p>ます。</p> <p>その他頂いたご意見（日本人学生への支援の充実と留学生支援の透明性・選抜基準の厳格化）については、本改正と直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>
10. その他	<p>一部の企業等の採用等において、職務内容と大学での学修内容のミスマッチが生じている。高等教育機関全体の規模の適正化に際しては、採用のあり方や、人材需要に応じた学部分野毎の規模のあり方を検討する必要がある。採用側においても、大学教育の内容を踏まえた採用や労働の在り方を検討するべきである。</p> <p>高等教育機関として社会に貢献しうる人材を育成するための教育を行うべきであるにもかかわらず、その役割を果たしていない大学に対して厳格に対応するべきではないか。</p>	<p>各大学等においては、地域の人材需要や産業界のニーズも踏まえながら、当該大学における教育研究の内容等を議論することが重要であると考えており、文部科学省においては、地域内の産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）のモデル構築に対する支援に必要な経費を令和8年度予算案に計上しているところです。文部科学省としては、頂いたご意見も参考としつつ、引き続き、関係省庁とも連携しながら、必要な取組を進めてまいります。</p> <p>現在、中央教育審議会において、各大学等が、高等教育機関として相応しい教育を行っているか否かを適切に評価できるよう、教育の質を重視した新たな評価制度の構築について議論が行われているところです。</p> <p>文部科学省としては、頂いたご意見も参考としつつ、中央教育審議会における議論を踏まえ、具体的な検討を行うなど、高等教育機関の質の保証・向上に向けた取組を進めてまいります。</p>